

【注 意】

- (1) この申告書には、起業した事業所と異なる産業分類の事業所に在職した経歴については、記載する必要はありません。
- (2) 欄が足りない場合は別葉に記載してください。
- (3) 「③主な事業内容」欄は、②に記載した事業所の事業の内容を記載してください。
- (4) 「④産業分類」欄は、別紙「産業分類表」を確認のうえ、「③主な事業内容」欄の記述に最も近い中分類コードを記載してください。最も近い中分類コードが「99 分類不能の産業」である場合は、コードを記載せず空欄としてください。

また、最も近い中分類コードが「32 その他の製造業」、「55 その他の卸売業」、「60 その他の小売業」、「61 無店舗小売業」、「72 専門サービス業(他に分類されないもの)」、「74 技術サービス業(他に分類されないもの)」、「79 その他の生活関連サービス業」、「82 その他の教育、学習支援業」、「87 協同組合(他に分類されないもの)」、「92 その他の事業サービス業」、「93 政治・経済・文化団体」、「95 その他のサービス業」のいずれかに該当する場合は、当該中分類コードの下位分類である小分類コードの中から最も近いものを選択し、記載してください。この場合、最も近い小分類コードが「329 他に分類されない製造業」、「559 他に分類されない卸売業」、「609 他に分類されない小売業」、「619 その他の無店舗小売業」、「729 その他の専門サービス業」、「749 その他の技術サービス業」、「799 他に分類されない生活関連サービス業」、「829 他に分類されない教育、学習支援業」、「872 事業協同組合(他に分類されないもの)」、「929 他に分類されない事業サービス業」、「939 他に分類されない非営利団体」、「959 他に分類されないサービス業」のいずれかである場合は、コードを記載せずに空欄としてください。